# 「昭和100年記念分収造林」（グリーン・シェアリング）のご案内

「昭和100年」の機運を盛り上げるため全国の国有林において、記念分収造林を実施します。
「昭和100年記念分収造林」では、特に、**多様な樹種を育て、豊かな環境を育み、次世代へ引き継ぐ責任を分かち合うことをコンセプトにした分収造林を「グリーン・シェアリング」**と名付け、様々な企業等の参加による分収造林の導入を進めます。

## 分収造林制度とは

造林者（国以外の者）が契約により国有林野に木を植えて、一定期間育て、伐採し、その収益（販売代金）を国と造林者とで一定の割合で分収する制度です。

## 「昭和100年記念分収造林」の概要

「昭和100年記念分収造林」ポータルサイト▶

**募集期間（令和8年1月～12月）（各森林管理局のHP等において募集）**

**事業内容**

（1）植栽する樹種は、国と造林者が協議して決定
（2）対象面積は、原則として1ha以上
（3）契約期間は、最長80年
（4）造林に要する費用は造林者が負担
（5）収益の分収割合は、造林者8：国2（北海道は9：1）
（6）分収木（植栽された樹木）は、国と造林者の共有

## 「グリーン・シェアリング」とは

**「昭和100年記念分収造林」では、以下の3つの取組を推進します。また、取組に賛同いただいた造林者には「環境貢献度」を評価し、お知らせします。**

**① 長期契約（60年以上）による環境への責任の共有**
長期契約により、造林者と国が協力して環境（森林）を次世代に継承する責任を分かち合います。（契約延長も可能）

**② 環境に配慮した森林施業の実施**
皆伐面積の縮小、保護樹帯の設置など、森林の公益的機能の持続的発揮を図りつつ、林地保全に配慮した森林施業を実施します。

**③多様な樹種（広葉樹）の植栽**
針葉樹に偏らず広葉樹を含む多様な樹種の植栽を推進し、生物多様性や景観、地域性を重視した森林づくりを目指します。

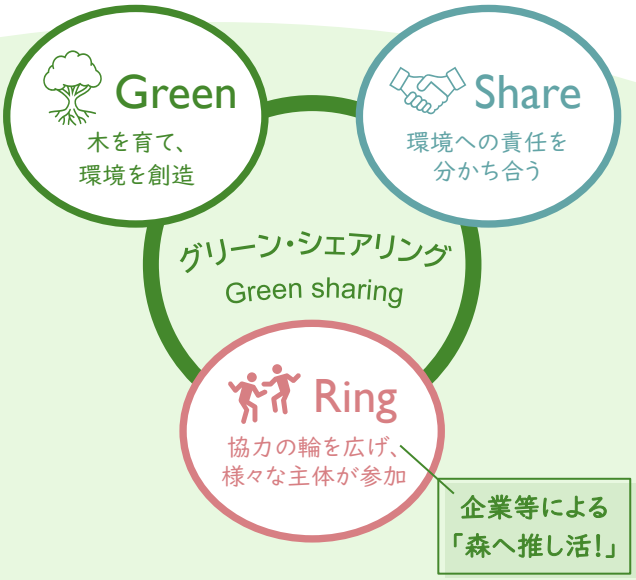


## メリット

### 環境の取組をアピールできます！

分収造林契約による水源涵養機能、環境保全（温暖化防止）機能等の評価を数値化した「環境貢献度評価※」をお知らせします。（※現在は、「法人の森林」に取り組む企業等に通知）

**環境貢献度評価の例**

森づくり活動を通じて森林を維持することによる一年間の流域貯水便益を試算。

効果評価額　213千円
（物量：6,338m³）
2リットル入りペットボトル3,169千本分

**林野庁**

## 分収造林契約の際の留意事項

- 契約期間中は、造林・保護の義務が発生します。適切に造林・保護が行われなかった場合、契約が解除となる可能性があります。
- 山火事や台風などの自然災害に備え、森林保険に加入できます。

## その他

分収造林地で行う造林・保育には、造林補助制度を活用することも可能です。
林野庁ホームページ（以下URL参照）の資料をご確認いただくとともに、補助申請の詳細は都道府県の林務担当部局にお問い合わせください。

【参考】森林整備事業のあらまし（林野庁ホームページ）
https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi_aramashi.html

## 【参考】これまでの記念分収造林（一部）

**御大礼記念部分林**

1928
昭和3年

出典：四国森林管理局（高知県香美市）

**皇太子御結婚記念部分林**

1959
昭和34年

**天皇陛下御在位五十年記念部分林**

1976
昭和51年

出典：九州森林管理局（熊本県熊本市）

出典：東北森林管理局（岩手県二戸市）

**天皇陛下御即位記念分収造林**

2019
令和元年

**お問合せ先** 分収造林制度に関心がある場合は、管轄地域の森林管理局にお問合せ下さい。

| 森林管理局 | 所在地 | 電話番号 | 管轄地域 |
|---|---|---|---|
| 北海道森林管理局<br>森林整備第一課 | 〒064-8537<br>北海道札幌市中央区宮の森三条7-70 | 050-3160-6288 | 北海道 |
| 東北森林管理局<br>森林整備課 | 〒010-8550<br>秋田県秋田市中通5-9-16 | 050-3160-6462 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県 |
| 関東森林管理局<br>森林整備課 | 〒371-8508<br>群馬県前橋市岩神町4-16-25 | 050-3160-1630 | 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県 |
| 中部森林管理局<br>森林整備課 | 〒380-8575<br>長野県長野市大字栗田715-5 | 050-3160-6526 | 富山県、長野県、岐阜県、愛知県 |
| 近畿中国森林管理局<br>森林整備課 | 〒530-0042<br>大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 | 050-3160-6784 | 石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 |
| 四国森林管理局<br>森林整備課 | 〒780-8528<br>高知県高知市丸ノ内1-3-30 | 050-3160-5621 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| 九州森林管理局<br>森林整備課 | 〒860-0081<br>熊本県熊本市西区京町本丁2 -7 | 050-3160-6649 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| 林野庁国有林野部業務課<br>国有林野管理室 | 〒100-8952<br>東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 | 03-3502-8383 | － |

2026. 1時点（ver.4）